江戸川区就業環境整備助成金　Ｑ＆Ａ

　1　申請について

Ｑ1　本助成事業の申請にあたってはどのような要件が必要ですか。

Ａ1　本助成の申請にあたっては、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

(1)区内に本社を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する

中小企業者であること。

(2)前年度の法人住民税及び法人事業税(個人にあっては住民税及び個人事業税)を滞納

していないこと。

(3)江戸川区内に本社（個人事業者にあっては住所及び主たる事業所）を有すること。

(4)労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定による就業規則の作成及び届出の義務がない、従業員が10名未満の事業場であること。

(5)対象の事業について、東京都等から補助金・助成金等の支援を受けていないこと。

【補足】

中小企業の定義について

|  |  |
| --- | --- |
| **業種分類** | **中小企業基本法の定義** |
| 製造業その他 | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 |
| 卸　売　業 | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |
| 小　売　業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人 |
| サービス業 | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人 |

Ｑ2　個人事業者でも申請できますか。

Ａ2　個人事業者でも申請は可能です。その場合は、開業届の写し、又は直近の確定申告書の写し(事業所の所在地がわかるもので、かつ、税務署の受付印のあるもの。電子申告を利用した場合は、税務署の受付印に代えて、税務署から送信された受付結果(受信通知)を出力したものを添付すること。)が必要です。なお、本助成の申請要件は前述のとおりです。

Ｑ3　従業員10人未満とは正規雇用者のことですか。パート、アルバイトも含まれますか。

Ａ3　ひとつの事業場に常態として雇用（所属）されているかどうかで判断します。人数に含めない場合としては、期間の定めのある労働者を一時的に雇い入れたが、契約期間が満了すれば元の人数に戻るような場合などが考えられます。よって、パートやアルバイトでも人数に含まれる場合があります。

Ｑ4　複数の営業所があり、各営業所はそれぞれ常時10人未満であるが、会社全体としては常時10人以上になる場合、申請することはできますか。

Ａ4　就業規則の作成・届出義務は「事業場」単位で考えられています。事業場とは、いわゆる経営上一体をなす工場、支店等を総合した全事業を指すものではありません。したがって、場所的に独立した営業所は原則として事業場とみなされます。当該営業所で常時10人未満の労働者を使用している場合は、就業規則の作成・届出の義務はありません。よって、就業規則を作成・届出した場合は当事業の対象となります。

Ｑ5　就業規則は届出済だが、新たに退職金規定や育児・介護休業規程等を別冊で作成し、届出しました。別冊で届出したものも就業規則の変更として申請できますか。

Ａ5　別冊、分冊となっている規程についても就業規則の一部である場合は届出が必要とされています。よって、就業規則の変更として申請をすることが可能です。

Ｑ6　何回でも申請できますか。

Ａ6　１回に限り申請が可能です。

 2　経費について

Ｑ7　本助成事業では、どのような経費が助成対象となりますか。

Ａ7　「就業規則の作成又は変更に係る事業」

適正な就業環境の形成を図ることを目的とした就業規則の作成又は変更に要した

社会保険労務士への作成委託に係る費用が対象となります。

Ｑ8　既に就業規則を作成済みですが、過去にかかった経費も助成の対象になりますか。

Ａ8　年度内に所管の労働基準監督署に受理されたものが対象になります。

（詳細については、別紙「助成金申請手続きの流れ」をご覧ください。）

　3　経費関係書類について

Ｑ9　領収書に代え、銀行振込明細を提出することは可能ですか。

Ａ9　銀行振込明細でも、振込金額、振込先、振込先の口座番号、振込日等が確認でき、客観的に見て対象経費が確実に支払われたことがわかるものであれば、領収書に代え、銀行振込明細をご提出いただくことは可能です。

Ｑ10　インタ－ネットバンクを利用した場合、提出書類はどうすれば良いですか。

Ａ10　振込金額、振込先、振込先の口座番号、振込日等が確認でき、客観的に見て、対象経費が確実に支払われたことがわかるような、振込明細等の画面をプリントアウトしたもの等を提出ください。